

# 基本をマスター!

## NPO会計講座 Q&A

みなさん、はじめまして、(株)増山会計の三宅と申します。この度、会計の実務をテーマに連載することになりました。みなさんのご意見を基に、このコーナーを盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。会計というと、みなさん、難しいとお思いになるかもしれませんが、会計を知るということは、会社・組織を知るということです。自分達の団体が今どのような状態に置かれているのか、といった分析、把握なくして、今後とるべき道は見えてきません。

会計の中でも、難しいと感じられるような項目を簡単にご説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

今回は第1回目ということで、源泉所得税についてお話ししていきたいと思っております。

**Q** 謝礼として支払っているものに関して、源泉税を徴収する義務はないのでしょうか？

**A** 謝礼、研究費、取材費等の名義で支払われているものであっても、報酬・料金等の性格を有するものは源泉徴収の対象となります。ここで、整理しておきますと、源泉徴収の対象となってくるのは以下のものになります。

職員等(常用・臨時・パート等を問わず全て)へ支払う給与等  
税理士・社労士等へ支払う報酬・料金等  
原稿料・デザイン料・講演料等として個人に支払う報酬・料金等  
芸能人等へ支払う報酬・料金等

**Q** 徴収額の算出方法はどのようなのですか？

**A** まず、給与の場合のポイントですが、社会保険料控除後の給与等の金額で月払い、日払いごとで税額が定められています。(給与所得の源泉徴収税額表(月額・日額)を参照して下さい)  
・ 総支給金額は、報酬、基本給、各種手当、非課税額を超えた通勤手当の支給合計額。  
・ NPOからの給与が主たる収入である職員よりその年の最初の給与支払日迄に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下

「扶養控除等申告書等」という)を提出させ、提出のあった場合は甲欄、提出がない場合は乙欄の税額となります。

次に、報酬・料金をみていきますと、報酬・料金×所定の税率

・ 所定の税率は、1回に支払う金額により次の通りです。

・ 100万円以下の部分：10%

ただし、司法書士等については(支払金額マイナスイナス1万円)×10%

・ 100万円を超える部分：20%  
ただし、で法人に支払う場合は全て10%

**Q** どのように徴収するのですか？

**A** 源泉徴収の対象となる者に支払う際、その都度定められた税額を徴収します。また、有給の職員等を新規雇用した場合は、最初の支払時から徴収します。

**Q** どのように納付すればよいのですか？

**A** 源泉徴収額の納付は、税務署所定の「納付書」により支払日の翌月10日迄に税務署もしくは金融機関の窓口で納付します。

**Q** 納期の特例の適用を受けた場合、いつ納付すればいいのですか？

**A** 給与等の支払いを受ける人が常時10名未満の場合は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」により、源泉徴収した所得税を年2回にまとめて納付することが出来ます。

また、納期の特例を適用している法人は、前記についても併せまとめて納付することが出来ます。

・1～6月支払分 …… 7月10日に納付  
・7～12月支払分 …… 1月10日に納付

申請日の翌々月の納付分から適用されません。その間は通常通り翌月10日迄に納付する必要があります。

また、納期の特例の承認を受けている者が7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限を翌年1月20日とする納期限の特例の適用を受ける為には、その年12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出することが必要です。

**Q** 2ヶ所から給与と所得を得ている場合はどのように処理すればいいのですか？

**A** 2ヶ所以上から給与をもらっている場合、この人に支払う給与が主たる給与になるか、

従たる給与になるか確認する必要があります。

扶養控除等申告書は、国内で給与等の支払いを受ける人は全てに提出するものであり、扶養控除等を受けない人(独身者等)でも提出することになっています。2ヶ所以上から給与を受ける人は、どこか1ヶ所の支払先にしか提出できません。この申告書の提出がない場合は、基礎控除や扶養控除その他の各種控除が受けられない他、税額表の乙に定める高い税額を納めるとともに、年末調整も行われません。

給与等の支払時に適用する税額表及び適用する欄については、給与等の支払区分及び扶養控除等申告書の提出の有無に応じ、次の通りとなります。

月毎に支払うもの

・適用する税額表…月額表  
・扶養控除等申告書の提出有り…甲欄  
提出無し…乙欄

毎日支払うもの

・適用する税額表…日額表  
・扶養控除等申告書の提出有り…甲欄  
提出無し…乙欄

日雇賃金(注)

・適用する税額表…日額表  
・扶養控除等申告書の提出不要…丙欄  
日

(注)日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与をいいます。ただし、一の給与の支払者から継続して2ヶ月を超えて支払を受ける場合には、その2ヶ月を超えて支払を受けるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

**Q** 消費税に関してはどのように処理したら良いのでしょうか？

**A** 報酬・料金等の金額の中に消費税が含まれている場合は、原則として消費税を含めた金額が源泉徴収の対象となります。ただし、請求書等で消費税の額が明確に区分されている場合には、消費税額を除いた金額のみを源泉徴収の対象として、差し支えありません。

今回は、みなさんからよくある質問をまとめてみました。源泉所得税と一言で言っても、とても大きな範囲になっており、きちんとした処理が必要とされます。不明な点がある場合は、専門家の方に質問することをお勧めします。

また、会計に関するご質問を付けておきますのでお待ちしております。

株増山会計 NPO 担当 三宅 邦之  
(mail:kunitiny@ma4.justnet.ne.jp)